平成２３年（フ）第８７号
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉263番地203
破産者　落合　康好
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０８９号
札幌市手稲区新発寒６条５丁目９番５号
破産者　株式会社山栄ロジスティックス
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６８号
新潟市西蒲区升潟5738番地
破産者　笹川　　隆
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
東京都足立区千住仲町24番２号はばたき６
破産者　合資会社ビバ
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
愛知県犬山市大字木津字西ノ山64番地39
破産者　有限会社中忠
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２９１６号
福岡市西区福重３丁目33番28号、商業登記簿上の本店所在地福岡市城南区神松寺２丁目16番21号
破産者　株式会社ドゥ・イット・ナウ
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２０号
札幌市東区北丘珠５条４丁目４番70号
破産者　株式会社日本孔版
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
秋田市泉一ノ坪12番６号
破産者　三邦建設株式会社
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７５号
東京都小平市小川町１丁目447番地みなみ台コーポラス202号、開始決定時の住所東京都東大和市桜が丘２丁目214番地の１リーベスト玉川上水802
破産者　石田　詔子
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４８２号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅20―504、破産手続開始決定時の住所東京都福生市大字福生944番地１第一コーポ森田206号室
破産者　出牧　光夫
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４８号
最後の住所東京都あきる野市山田547番地の４
破産者　亡中川英児相続財産
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０１号
東京都昭島市昭和町４丁目７番17号
破産者　コウエイスタッフ有限会社
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０２号
東京都青梅市野上町３丁目15番地の２ハイツかすみ野Ⅱ602号
破産者　清水　櫻子
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４０３号
東京都青梅市野上町３丁目15番地の２ハイツかすみ野Ⅱ602号
破産者　樋口　潤子
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５１号
長野県松本市征矢野１丁目３番26号
破産者　有限会社やまぐち
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５７号
和歌山県日高郡みなべ町山内1442番地
破産者　有限会社泰幸
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第５８号
福岡県久留米市長門石１丁目13番１号
破産者　友我有限会社
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１１３１８号
東京都調布市深大寺北町５丁目29―２―301
破産者　谷口　則之
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９２号
茨城県水戸市白梅１丁目３番25号
破産者　株式会社檜山工務店
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１５４号
東京都目黒区目黒２丁目11番３号
破産者　中島印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１号
北海道滝川市朝日町西１丁目４番14号
破産者　吉田　好美
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所滝川支部破産係